

ふるさと泉南応援寄附サポート制度実施要綱

平成26年7月1日制定

平成28年9月1日改正

平成29年2月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさと泉南応援寄附制度運用要綱（次条において「運用要綱」という。）

第9条の規定により、寄附者へ進呈するふるさと泉南返礼品を新たに発掘するとともに、泉南市（以下「市」という。）の返礼品の魅力を広く発信して市内産業の活性化を促すため、サポート事業者の公募及び承認並びに選考委員会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語については、運用要綱第2条に掲げる使用する用語の例による。

(公募及び申請)

第3条 市は、ふるさと泉南返礼品を取り扱うサポート事業者を公募する。

2 公募に対し申請しようとする事業者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市内に営業所等を置く者であること。

(2) 市税等の滞納がない者であること。

(3) 申請者の代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び泉南市暴力団排除条例（平成25年泉南市条例第18号。以下「暴力団関連法令等」という。）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

3 申請者は、一定の期間に申請書（様式第1号）に必要な事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添えて申請する。

(1) 申請返礼品の紹介文書及び写真データ

(2) 市税等の滞納がないことの誓約書（様式第2号）

(3) 申請者の代表者等が暴力団関連法令等に掲げる暴力団の構成員等でないことの誓約書（様式第3号）

4 申請者が取り扱う返礼品（以下「申請返礼品」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

(1) 市内で栽培、製造、加工、販売又はサービス提供がされており、市の魅力の発信に寄与できるもの

(2) 市から依頼後、速やかに発送できるもので、飲食物の場合は、発送後の賞味期限、消費期限が十分に配慮されているもの

(3) 市場における価格（消費税等を含む総額）が、別表の条件を満たすもの

(4) 遵守すべき関連法令等を遵守しているもの

(選考委員会)

第4条 市は、申請者及び申請返礼品について審査し、承認の可否を決定するため、ふるさと泉南返礼品等選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 申請者及び申請返礼品の審査及び承認の可否に関すること。
- (2) サポート事業者及びふるさと泉南返礼品の承認の取消しに関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、サポート事業者及びふるさと泉南返礼品に関して必要なこと。

(組織)

第5条 選考委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総合政策部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、市民生活環境部長をもって充てる。
- 4 委員は、委員長が指名した者をもって充てる。

(組織の役割)

第6条 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 選考委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。この場合において、委員長が特に認める場合には、持ち回りによる書面会議に替えることができる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、申請者に対し選考委員会の会議において説明を求めることができる。
- 3 前項の場合において、委員長は、その申請返礼品の生産・管理工程に疑義がある場合は、必要に応じ生産地及び生産・加工工場に対する現地検査を行うことができる。

(承認)

第8条 選考委員会は、選考の結果、申請者及び申請返礼品が第3条第2項及び第4項の要件に適合すると認めるときはサポート事業者及びふるさと泉南返礼品として承認する。

- 2 市は、選考委員会が承認の可否を決定した場合は、速やかに承認（不承認）決定通知書（様式第4号）をもって申請者へ通知する。
- 3 承認の有効期間は、承認を受けた日以後の最初の3月31日までとする。

(承認の延長)

第9条 サポート事業者は、承認の有効期間が切れた場合、申請返礼品内容並びに委託単価及びコースに変更がない限り、第3条第2項第2号の規定による誓約書及び第3号の規定による誓約書を当該年度の4月に新たに提出することによって、選考委員会に諮ることなく当該年度の承認を得ることができる。

(承認の取消し)

第10条 市は、前条の規定による承認の有効期間中であっても、サポート事業者又はふるさと泉南返礼品が次の各号に掲げる事案に該当する場合又は該当するおそれがあると認める場合は、選考委員会の審査を経て、当該承認を取り消すことができる。

- (1) サポート事業者が第3条第2項の基準を満たしていないとき。

- (2) ふるさと泉南返礼品が第3条第4項の基準を満たしていないとき。
- (3) サポート事業者が承認の取消しを申し出たとき。
- (4) サポート事業者が虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (5) サポート事業者が泉南市建設工事等指名停止要綱第2条第1項の規定により指名停止の措置を受けたとき。

2 市は、前項の規定によりサポート事業者及びふるさと泉南返礼品の承認を取り消したときは、理由を付して承認取消通知書（様式第5号）をもって当該事業者へ速やかに通知する。

（庶務）

第11条 本制度に関する庶務は、総合政策部政策推進課において行う。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか本制度の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

別表（第3条第4項関係）

寄附金額	申請返礼品の市場価格 (税・配送料込)	委託単価及びコース (税・配送料込)
5千円以上1万円未満	2,000円以上の商品	2,000円
1万円以上1万5千円未満	4,000円以上の商品	4,000円
1万5千円以上2万円未満	6,000円以上の商品	6,000円
2万円以上2万5千円未満	8,000円以上の商品	8,000円
2万5千円以上3万円未満	10,000円以上の商品	10,000円
3万円以上3万5千円未満	12,000円以上の商品	12,000円
3万5千円以上4万円未満	14,000円以上の商品	14,000円
4万円以上4万5千円未満	16,000円以上の商品	16,000円
4万5千円以上5万円未満	18,000円以上の商品	18,000円
5万円以上5万5千円未満	20,000円以上の商品	20,000円
5万5千円以上6万円未満	22,000円以上の商品	22,000円
6万円以上6万5千円未満	24,000円以上の商品	24,000円
6万5千円以上7万円未満	26,000円以上の商品	26,000円
7万円以上7万5千円未満	28,000円以上の商品	28,000円
7万5千円以上8万円未満	30,000円以上の商品	30,000円
8万円以上8万5千円未満	32,000円以上の商品	32,000円
8万5千円以上9万円未満	34,000円以上の商品	34,000円
9万円以上9万5千円未満	36,000円以上の商品	36,000円
9万5千円以上10万円未満	38,000円以上の商品	38,000円
10万円以上10万5千円未満	40,000円以上の商品	40,000円
10万5千円以上11万円未満	42,000円以上の商品	42,000円
11万円以上11万5千円未満	44,000円以上の商品	44,000円
11万5千円以上12万円未満	46,000円以上の商品	46,000円
12万円以上12万5千円未満	48,000円以上の商品	48,000円
12万5千円以上13万円未満	50,000円以上の商品	50,000円
※上段金額以上の商品構成となる場合は、要相談		

別表（第5条関係）

委員長	総合政策部長
副委員長	市民生活環境部長
委員	産業観光課長
委員	政策推進課長

ふるさと泉南応援寄附サポート事業者

申請書

平成 年 月 日

泉南市長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者 役職

氏名

印

標記の件について、下記の返礼品について関係書類を添えて「ふるさと泉南返礼品」として申請します。この場合において、ふるさと泉南応援寄附運用要綱及びふるさと泉南返礼品サポート制度実施要綱等関係規程を遵守します。

1. 申請返礼品

委託単価及びコース	商品名	種類	規格・容量等	市場価格（円） （配送料・消費税を含む。）

記入欄が不足する場合は、本様式を複写し、ご記入下さい。

2. 添付書類

- (1) 申請返礼品の紹介文書（特徴、アピール）及び写真（写真データは承認後提出）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）

様式第2号（第3条第3項関係）

誓約書

平成 年 月 日

泉南市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者 役職
氏名

印

要綱第3条第2項第2号の規定により、泉南市の市税等について滞納がないことを誓約いたします。

なお、本誓約内容と異なる事実が判明した場合には、要綱第10条第1項第1号又は第4号の規定により承認を取り消されても異議はありません。

※市確認欄

誓約書

平成 年 月 日

泉南市長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者 役職

氏名

印

要綱第3条第2項第3号の規定により、代表者等が下記の1から3の全てに該当しないことを誓約いたします。また、要綱第3条第2項第3号に該当しないことを審査するため、本書面を泉南市暴力団排除条例第14条第2項の規定により大阪府警察本部へ提供することに同意します。

なお、本誓約内容と異なる事実が判明した場合には、要綱第10条第1項第1号又は第4号の規定により承認を取り消されても異議はありません。

- 1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3) 暴力団密接関係者（泉南市暴力団排除条例第2条第3号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

【役員情報】

役職	役員等氏名	よみがな	生年月日	住所

ふるさと泉南応援寄附サポート事業者

[承認・不承認] 通知書

平成 年 月 日

申請者 所在地
事業者名
代表者 役職
氏名 様

泉南市長

申請いただいたふるさと泉南返礼品及びサポート事業者について、ふるさと泉南返礼品等選考委員会において検討した結果を下記のとおり通知いたします。

1. 申請者 承認・不承認

2. 申請返礼品

商品名	結果
	承認・不承認
	承認・不承認
	承認・不承認
	承認・不承認
	承認・不承認

3. 不承認の理由

--

ふるさと泉南応援寄附サポート事業者

承認取消し通知書

平成 年 月 日

申請者 所在地
事業者名
代表者 役職
氏名

様

泉南市長

承認しているふるさと泉南返礼品及びサポート事業者について、承認を取り消しましたので、下記のとおり通知します。

1. 取消し対象

--

2. 取消し理由

--